

司法試験委員会会議（第12回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成16年11月9日（火）14:00～17:00

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）浅海保，小幡純子，神垣清水，本間通義（敬称略）

（幹事）大谷晃大，椛嶋裕之，齋藤誠（敬称略）

（議題2についてのみ出席）

（新司法試験問題検討会委員）

戸松秀典，小早川光郎，團藤丈士，池田真朗，堀嗣亜貴，
山下友信，始関正光，上野泰男，小野瀬厚，山口厚，徳田薫，
酒巻匡，白濱清貴（敬称略）

（議題5についてのみ出席）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付（幹事兼任），丸山嘉代人事課付，
古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 平成16年度司法試験第二次試験口述試験（最終）合格者の決定について
- (2) 併行実施期間中の現行司法試験と新司法試験合格者数に関する方針について
- (3) 平成17年度司法試験第一次試験の実施について
- (4) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について
- (5) 新司法試験問題検討会（必須科目）における検討結果について

5 配布資料

- 資料 1 新司法試験問題検討会（必須科目）の前期検討事項について
資料 2 前期検討事項の検討結果について（報告）
資料 3 新司法試験サンプル問題（必須科目）

6 議事等

- (1) 平成16年度司法試験第二次試験口述試験（最終）合格者の決定について

平成16年度司法試験第二次試験について、口述試験及落判定考査委員会議の判定に基づき、口述試験の合格点296点以上の1,483名を最終合格者とすることが決定された。

「司法試験の受験手続及び運営に関する規則」第11条に基づく合格者の氏名の公告は、11月24日(水)付け官報により行うこととされた。

(2) 併行実施期間中の現行司法試験と新司法試験合格者数に関する方針について

(委員長 , 委員 , 幹事)

本日お配りしたものは、前回の司法試験委員会が開催された日の翌日である10月8日付けの朝日新聞の記事を始めとして、この関係で報道された新聞記事、いろいろな関係団体等から提出・公表されたこの問題についての御意見や御要望に係る資料である。

この問題については、次回の11月26日に本格的に議論していただく予定だったが、こういう形で大きく報道されたこともあり、委員長からの御示唆を受け、26日の議論をできるだけ充実したものにしようということから、この段階で委員の皆様方から、この問題について考えていく上で必要な問題点であるとか論点であるとか、お気付きの点があれば御発言いただきたい。そういったことも踏まえて26日までに御検討いただき、当日議論をしていただきたいという趣旨である。

もう一点、新聞報道では、議事の公開に関する問題が取り上げられている。基本的には、司法試験委員会は試験の実施に関することを扱うので、会議自体非公開とされており、このテーマについては議事要旨を公開するという扱いになっている。ただ、社会的な影響も非常に大きく、世間の注目も集めているので、議事要旨の公開ということについて、これまでのような簡単なものではなく、詳しいものを公開し、この委員会でどのような議論が行われたのかということを知るようにした方がいいのではないかということもこの場で御判断いただきたい。

他の幹事の方も何か御意見があればどうぞ。

前回の委員会の審議が終わった直後に、朝日新聞に合格者数に関する記事が出て、それを切っ掛けにして、こういう新聞記事とか、記事を基にした意見が出ている。

この朝日新聞の記事には事実と異なる記述がある。前回私たちは幹事から説明を受けたが、それは私たちが議論して決めた意見でもないし、法務省、あるいは幹事が決定して提案した意見でもない。この間の会議の席上でも披露されたとおり、幹事の間でもいろいろな意見があって、幹事として意見がまとまっているわけではないというお話があった。それなのに、いかにも政府の案、法務省の素案が提出されたかのような報道がされているという点が一つ。

もう一つは、新司法試験は3回受験することができるので、その間にどの程度合

格するかということで考えなければいけないにもかかわらず，1回だけの受験で20パーセント台や30何パーセントといった数字が出ているとして，いかにもそれで司法試験の全体の合格率がそれと同じ数字になってしまっているというような議論をしている点。この点はちょっと確率の計算をすればすぐ分かる誤解だが，3回受験することができるわけだから，例えば1回の試験で仮に4割くらいの合格率になるとすると，3回受ければ80何パーセントが合格するという数になると思う。しかも，これは抽選ですらそうなる数字である。司法試験は抽選ではない。努力した人がいい成績をとるとというのが試験だから，しっかり勉強した人はもっと合格率がよくなるはずだと思う。

もう一つ大事なことは，法科大学院というのはプロセスとして学生を教育する，つまり期間をかけていい人材を育てようということで新しく設計された制度である。いい人材を育てる必要があるから，厳格な成績評価と修了者の認定をする。これは新しい法科大学院の一番大事なところで，それを前提としていることは，司法制度改革審議会の意見書にもはっきり書いてある。また，そのための具体的な実効性を担保する制度をきちっと作れということまで書いている。つまり，法科大学院で教育して本当に法曹としてふさわしいと思われる人を修了させるという前提で意見書自体ができているわけだから，入学した人が全員修了してくるとは全く考えていないはずである。

そこで，皆さん方にもいろいろな御意見を聞かせていただきたい。なお，いま一つは議事の公開の問題だが，結論だけではなくて，ここでの議論を場合によれば議事録方式にして法務省のホームページに載せる方がいいのかどうか，この点についても皆さん方の御意見を頂きたい。場合によっては，委員会の名前で誤解を解く方法を講じる方がいいのかどうかという点についても，いろいろ御意見を聴かせていただきたい。内容については11月26日に十分時間をかけて御審議いただこうと思うが，今日はそれ以前の問題につき自由な御発言を頂きたい。

朝日新聞の記事には非常にくら然とした。くら然とした内容というのは今委員長から御説明いただいたのと大同小異だが，非常に反応が大きかったので，何らかの対応を早急に講じるべきではなかったかなというような思いもある。やや，要らざる混乱が広がってきてしまったということに関しては残念な思いがする。

私の考えということではなく，合格者数の検討において考えるべき論点について，まとめて述べたい。

最初に，合格者を想定するということはどういう意味があるかということについて，きちっと認識を共有すべきではないかと思う。

また，今委員長も述べていた司法制度改革審議会の意見書というものを，当委員会ではどのように位置付けるのか，どのようにこれに基づいていくのかということも，共通の認識とするべきだと思う。

例えば意見書の67ページについては，委員長が言われたとおり厳格な成績評価と修了認定が行われることは不可欠の前提として，法科大学院に対して充実した教育を行うべきだということを求めている。だから，意見書が法科大学院在校生

の7, 8割が合格するように司法試験制度自体を制度設計することを求めているということではないことは、正しく伝えるべきだと思う。ただ、そうしたことを前提とした上でのプロセスによる法曹養成における司法試験の位置付けということ、正しく考える必要があるだろうし、特に合格者数が法科大学院制度に及ぼす影響を十分に認識しなければいけないだろう。今回の騒ぎもまさにそこから起きているのだろうと思う。法科大学院制度をこのように国家として立ち上げた以上は、これを健全に育成すべきものだろうと、そのためにはどのように司法試験の合格者数を設定すべきかという観点から考えるべきだろうと思っている。

また、司法試験合格者の質だが、この質を今までの現行司法試験の延長線としての質として理解してはいけないということを意見書は言っているのだろうと私は理解している。つまり、より多様化・高度化した質を求めているのだろうと思う。そうすると、例えば知識の量とかそういったことではなく、全体的な、より広い、意見書の56ページに書いてあるが、こういった幅広い教養、知識などといったものに着目した質と考えるべきだろうと思う。

逆に意見書は、近年の現行司法試験の合格者については非常に批判的な意見を持っている。つまり、社会の法的需要に十分対応できているとは言い難い、それから受験技術優先の教育が顕著である。あるいは、これまでの大学における法学教育は、基礎的教養の面及び法学専門教育の面、この両面において必ずしも十分ではなく、かつ法的実務とのかい離が指摘されるというようなことを言っており、現行司法試験を継続すれば法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすということまで意見書では述べている。

また、次に、現行司法試験を残置した趣旨に関する意見書の見解だが、これは現行司法試験の受験生に不当な不利益を与えないように残置するということである。

こういったことが意見書の趣旨だろうと私は理解している。

最後に、新制度を立ち上げるときには必ず何らかの混乱や不整合は起きるのだと思う。これをどのように評価するのかということが大事だと思う。

また、司法試験委員会として考えていくときに、何年分の合格者のシミュレーションをしたらいいのかということも慎重に考えなければいけないと思う。

また、先ほど委員長のお話にもあったように、今後の法科大学院の動向、あるいは想定される司法試験の受験者数、これは法科大学院で厳正な修了認定を行えば、在校生よりもある程度の数少なくなるということが予測されるわけだが、こういったことについても、正確に想定することは難しだろうと思うが、一応は検討していかなければいけないだろう。

また、前回の幹事の説明の中にあつた合格率の平準化という問題についても、これをどう評価すべきか、どう考えるべきかということも大事な観点だろうと思う。

これが、私の考えた意見書を基にした論点である。

今回の司法試験で合格者が非常に高齢化し、若年者の合格率が少ない。事務局において、その原因と傾向的なものがある程度分析できないだろうか。そうすれば、

次の新旧の合格者数を判断する一つの参考になるのではないかという感じがする。

新聞報道等で、今日の新聞でもまた朝日で報道されていたが、委員長が言われたように、正確でない記事の書き方だと思うが、もう少し早く対応した方がよかったのかなと思う。法務省案と言われているので、対応の仕方が司法試験委員会としては難しいが、何らかの対応が必要だったような感じがする。というのは、社会的な影響というのが非常に大きいからだ。今の法科大学院生が非常にショックを受けているのはともかくとして、私が特に危くしているのは、世の中一般の法曹養成について、法科大学院というものが出来たらしいというような程度しか知らないほかの専門分野の方々が、この新聞報道で、何だ、法科大学院制度はこんなひどいものだったのだと感じている点だ。実際に、法科大学院という制度は随分はじめの話と違いますねということも多く他の分野の方に言われた。

制度というのは導入したからには初めが肝心というところがあるので、こういう報道がされるのは印象が良くない。これからの法曹養成というのはいったいどうなってしまうのかという危くがある。結局、将来を見据えたときに、良い人材が法曹になる意欲がなくなってしまうというのが一番怖いわけだから、今回の騒ぎが法科大学院はひどい制度ではないという形で收拾できれば良いと思う。これはかなり将来に影響する問題で、今いる法科大学院生の問題ということにとどまらず、もっと大きい意味合いを持つと思うので、そこら辺を何とかこの委員会でうまく收拾できればと考えている。

もう一点は、前回の説明の中で一応考えられる現行試験合格者数として800という数字もあったが、現行組が800であるという報道がなされたことも、波紋を生じている一因ではないかと思う。新司法試験は法科大学院を現実に修了して出てくる人が何人になるのか分からないということで、そもそも倍率がはっきりしないが、現行試験は、例えば今年・来年は1500を目安とされているので、そういう形でむしろ早く数字を呈示してあげた方がいい。

例えば、800、800とちょうど半々になってしまうと、それが法科大学院制度が導入されたものに対する評価のように感じる向きもある。そういう観点からの問題が非常に大きいと思う。前回、幹事からも説明があったように、法曹養成検討会の方の議事録では、現行が500～600人という数字が一応出ていて、そのくらいであれば、現行組も不利益を受けないのではないかというような話があった。現行試験で今年1500人程度合格し、来年も1500人程度合格するとすれば、さらに新司法試験が始まってからも、なお、現行試験に800という人数を残す必要があるかというのが、正直疑問に思うところだ。

朝日新聞の記事によっていろいろと混乱が起こっているが、その理由を考えると、例の司法制度改革審議会の意見書の中で、例えば7、8割というような書き方があるが、それだけではなく、あの意見書は、ある方向に非常に高い理想を描きながら、一方で、様々な方面に顔を向けて、いいように書き込んでいるという中途半端な面があると思う。つまり、これほどの新しい制度を発

足させるのだから，相当の部分を厳密に定義して意見を出すべきところを，あるところで変に具体的な数字を出したり，また一方では，一応分かるような書き方なんだけれど，では具体的にどうなのかと考えると，かなりいろいろな読みようがあって，読める範囲が大きかったりしたまま，意見書が出されているということだと思う。

私は，この委員会というのは，はっきりとレベルが決められた上で，その中でせいぜい線をどう引くかということぐらいを議論するのだと思っていたが，結果として，相当元に戻って議論をせざるを得ないという感じである。

一つだけ言えることは，かなりの混乱が既に起こっており，多分この混乱が続くことになるのだろうが，混乱をどういうふうに收拾させるのかという点が重要である。混乱により失うもの，混乱をなるべく小さくしようと思って，やるたびにまた逆に失うものもある。この辺のバランスをどういうふうにするのかということだと思う。

私もあの記事を見て，一応，法務省の事務当局の方から，関係する記者の方々には，決して法務省の素案，政府の素案というものはないし，我々の審議というのも全くまだ始まっているわけではない，これから審議に入るところだと，誤解しないでほしいということはずぐ説明はしていただいたが，それ以上には動けなかった。

まず，この件に関する議事は，結論だけではなくて，例えば議事の概要を法務省のホームページに載せるかどうかということについて，審議願いたい。

(本議題に関する議事の公開について，審議の結果，本日の議事及び10月7日開催の司法試験委員会会議における議事の内容について，議事の経過が分かるやや詳細な議事要旨を作成して公開することとされた。)

それから，何らかの対応を取るかどうか。

世間一般が誤解しているとか，あるいは法科大学院自体が誤解し，あるいはまた法科大学院の学生の間にも動揺が生じているとすれば，我々はこう考えてやっているのだから，あそこに報道されているようなものとは違うということはきちんと伝えていくべきだと思う。

前回の問題に関しては，主に幹事から説明いただいた内容だろうと思うが，それについては議事要旨を準備してもらうのではないかと。

前回の私の説明をやや詳細にまとめて法務省のホームページに公表すれば，報道されたような事実はなかったということは，一目瞭然になるかと思う。

私はそれでいいのかなと思う。

世の中には法務省のホームページを読んでもくれない人もいるので、何らかの周知方法を考えるかということ。例えば新聞、雑誌が取り上げるか取り上げないかは分からないが、法務省の記者クラブにこの司法試験委員会の意見ということで出すことも考えられる。ごく短い文書で結構だから。

賛成である。前回の幹事からの説明の趣旨はこうだったということと、議論はこれから始まるんだということだけ明確になればいいと思う。

そうすると、現場の法科大学院は、かなり、安心するかもしれない。

我々の意見、考えを出すというのも、それによって安心してもらおうということとは別に、そういうことを我々が文章にして出して、我々の意見は表明したんだという証拠をとっておくということは、逆に大事な気もする。

では、時間の制約もあるので、事務局の方で、ごく短い文章で構わないので案を考えて、皆さんに持ち回りで御覧いただいて、法務省の記者クラブ辺りにでも発表してもらおうということかどうか（事務局注；議論の対象とされている広報については、後日、委員長において検討の結果、個別に文案を広報するのではなく、次回委員会（11月26日）開催直後に、同日の討議結果とともに報道関係者に広報することで対応することとされた。）。

それと、26日の議論の際の参考とするために、例えば、不合格となった人が3年間受けてくるとして、受験者が、入学者全員の6,000人の場合のほか、厳格な修了認定ということだから、6,000人の入学者のうち、例えば、その7割、8割、9割の者が受験するとしたら合格率がどのくらいになるのかということをおまかせでいいから計算してみしてほしい。

あと、現行司法試験受験者の中で救うべき人数というのが私はずっと気になっていた。それを救うという前提で現行司法試験が残置されているから、一体どれくらいいるんだろうと。それが1,000人なのか5,000人なのかで全然違ってくる。この辺り、何か分からないか。

別の話になるが、きちっと成績評価や修了認定をする大学の卒業者が大勢合格するはずだし、いい加減な修了認定をして卒業させたところは、恐らく合格率が悪くなるはずだ。こうした結果が将来各法科大学院の評価にフィードバックされて、落ち着くべきところに落ち着くのを待つしかないのかもしれない。

(3) 平成17年度司法試験第一次試験の実施について

事務局から、平成17年度司法試験第一次試験の実施について、同試験の実施概要及び実施打合せ考査委員会議における協議事項等の説明がなされ、了承された。

司法試験法第7条に基づく、司法試験第一次試験の期日及び場所の公告は、11月15日(月)付け官報により行うこととされた。

(4) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について

事務局から、司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第1条第15号による同試験の免除に関する個別の受験資格審査の申請状況及びその内容について説明がなされた。協議の結果、当日協議の対象となった10名全員について、上記規定に基づく同試験の免除を認めないことが決定された。

審査結果については、事務局から申請者に対して通知することとされた。

(5) 新司法試験問題検討会(必須科目)における検討結果について

新司法試験問題検討会(必須科目)の座長から、資料2に基づいて、サンプル問題を除く前期検討事項の検討結果について報告がなされた。

公法系科目、民事系科目、刑事系科目の順に、同検討会の各科目の主査又は幹事委員から、サンプル問題(資料3)について説明がなされた。

各科目の説明の概要は以下のとおり。

【公法系】

- ・ 検討に当たっては、憲法と行政法の二つの法領域のメンバーが共同して議論し、サンプル問題を作成した。憲法と行政法を一つの科目として出題するというやり方は、不自然に領域を狭めないで済み、事実関係に即した問題が出題しやすいと思われる。
- ・ 憲法に関する分野の出題の範囲は、従来の司法試験と変わるものではないが、行政法に関する分野については、行政法という成文法があるわけではなく、今回初めて必須科目になったこともあるので、「科目全般について」で、行政法の範囲について記載した。個別の行政実体法については、その実体法自体の知識を問うわけではないので、短答式・論文式のいずれについても、必要に応じて、参照条文を添付している。
- ・ 短答式の問題は、幅広い分野から、基本的な問題を多数出題するということに意を尽くした。いずれのサンプル問題も、基本的な概念や最高裁判例に関する知識・理解を問うなどの基本的な問題となっている。また、出題方法は、五択一方式にとらわれず多様な問題を出題することとし、配点についても多様化を試みた。例えば、憲法と行政法の双方の視点を含む複合的な問題、各選択肢について正誤を問う問題を出題するなどの工夫をしている。
- ・ 論文式の問題は、多種多様で複合的な事実関係に基づく、比較的長文の事例問題を出題し、そこから法的に意味のある事項を取り出させて、事実関係にふさわしい解決策などを示させ、それによって法的分析、構成、論述をさせることが中心となっている。第1問は、主として憲法の分野から出題したものであるが、小問1は、行政法に関わる問題で、純

粹な憲法問題ではなく、「公法系」という科目の特色を表すようにした。第1問及び第2問のいずれにも資料が添付されているが、受験者には、資料をさっと見て問題をすばやく把握し、問題を分析する能力が要求される。

【民事系】

- ・ 民法，商法及び民事訴訟法の三分野合同で検討を重ねた。
- ・ 短答式試験問題全体については，各法分野から基本的な問題を出題するという「新司法試験実施に係る研究調査会報告書」の内容にそった形になるように，特に留意した。また一問の中で，民法，商法，民事訴訟法の法分野の複数にまたがる問題も，一定数出題した。

民法の短答式問題は，出題形式は比較的オーソドックスな形にしたが，難易度は現行司法試験の短答式試験問題よりも平易化する一方，内容については，伝統的な論点のほか，今日的な問題点，重要な特別法や特例法に関する問題及び要件事実に関する問題など，現行司法試験よりもバラエティを持たせている。

商法の短答式問題に関しては，総則，商行為，会社，手形小切手という分野について満遍なく出題することとした。難易度は，民法や民事訴訟法のレベルと同程度になることを念頭に問題を作成したが，問題により難易度にメリハリをつけている。

民事訴訟法の短答式問題は，できるだけ広い範囲から出題するということで問題を作成し，上訴に関する問題や沿革的・比較法的な問題も含めた。また，民事執行法，民事保全法の分野についても，判決手続の授業の中で当然触れられるであろう民事執行法の部分や民事保全に関するごく基本的な部分は出題されるということをメッセージとして示した。

なお，難易度は出題分野によってメリハリを付けた。

- ・ 論文式試験問題については，2問のうち1問は，実体法と手続法又は民法と商法にまたがる問題とした（大大問）。つまり，民法と民訴，民法と商法，商法と民訴などの異なる法分野にまたがる問題を出題し，4時間程度で解くことを想定している。もう1問は，民法，商法及び民訴のうちのいずれか単独の法分野を中心にした問題である（大問）。大大問及び大問の法分野の組み合わせは，固定的なものではなく，年度によって変わる可能性もある。

今回のサンプル問題の大大問は，民法と民事訴訟法にまたがる問題である。問題には，資料が添付されており，法律的に意味のあることもないことも混ぜて記載されている。また，資料を読んだ上での問題発見能力，当該事案に沿って具体的に考える能力などを重視した出題となっている。

商法は，大問という出題形式であり，試験時間2時間の想定で問題全体の長さを考えてある。今回の問題は，資料を読んで問題点を洗い出した上で，弁護士が検査役として報告すべき点を整理させ，さらに裁判所

の立場に立って、検査役の報告で指摘された論点についての見解をまとめさせるといふものである。また、解答については「理由を簡潔に述べよ。」と指示したが、これは、法律家として、要点を抜き出して簡潔に論点を整理して理由をつけるという能力も必要だとの観点に基づく。

【刑事系】

- ・ 出題範囲について「科目全般について」で説明しているが、その趣旨は、実体法としての刑法、手続法としての刑事訴訟法が中心であるものの、刑法や刑事訴訟法の問題を検討する際に避けては通れない関連法分野、例えば特別刑法の一部の問題、あるいは刑事訴訟規則、少年法といったような分野の基本的事項に関する問題についても、出題の範囲になり得るといふことである。
- ・ 短答式試験の問題は、幅広い分野から出題することとし、内容としては、判例に関する基礎的な知識、基本的論点に関する理解などを問う問題を中心とし、全体に基本的問題を多数出題することとした。さらに、多角的な観点からの出題が可能となるように、出題の形式を多様化した。出題形式の多様化に応じて、配点も問題によって差を設けることもある。具体的には、6つの選択肢から2つの正解を選んだり、一つ一つの選択肢について正誤を問うなどの出題形式も取り入れた。また、隣接分野である刑事政策も視野に入れた刑罰論に関する基本的な理解を問うものや、長文の事実関係を読ませた上で、適用される罪の構成要件を選ぶという新しい出題形式の問題も出題している。
- ・ 論文式の問題は、1問は刑法の問題、もう1問は刑事訴訟法の問題である。刑法においても刑事訴訟法においても、「新司法試験実施に係る研究調査会報告書」の趣旨を生かし、論点を暗記するような学習で対応できるような問題ではなく、長文の事例を前提として、それをよく読み込んで、その中から法的に重要な事実を選別した上で、判例を踏まえながら個別に法を適用して結論を出す、このような能力を判定することを考えて問題を作成した。

刑法と刑事訴訟法にまたがる問題の可能性については、具体的事実に関した深い理解を問うという趣旨を踏まえると、当面は、1問は刑法に関する突っ込んだ問題、もう1問は刑事訴訟法に関する突っ込んだ問題を出題することが適当であろうと判断した。今後も、刑法及び刑事訴訟法の両分野にまたがる問題も視野に入れて検討していく。

協議の結果、これらの検討結果について、資料1ないし3を法科大学院へ送付するとともに法務省ホームページに掲載して公表することとされた。

7 次回の開催日程等について

次回の第13回司法試験委員会会議は、11月26日（金）午後5時から開催することが確認された。（以上）